

## 貸金の返還



訴状

令和 年 月 日

③ 地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 B 某 ④

〒〇〇〇-〇〇〇〇 県 市 区 町 丁目 番地  
 原告 ⑤ A 某  
 〒〇〇〇-〇〇〇〇 県 市 区 町 丁目 番地  
 ○○法律事務所（送達場所）

上記訴訟代理人弁護士 B 某  
 電 話 ○〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
 FAX ○〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇 県 市 区 町 丁目 番地  
 被告 ⑥ C 某

⑥ 貸金返還請求事件  
 ⑦ 訴訟物の価額 円  
 ⑧ ちょう用印紙額 円

⑨ 第1 請求の趣旨  
 1 被告は、原告に対し、 円及びこれに対する令和 年 月  
 日から支払済みまで年〇パーセントの割合による金員の支払をせよ。

2 訴訟費用は、被告の負担とする。<sup>10</sup>  
との判決及び第1項につき仮執行の宣言を求める。<sup>11</sup>

第2 請求の原因

1 原告は、被告に対し、次のとおり、書面により、金員貸付の合意をした  
(甲1号証)。

- (1) 合意年月日 令和 年 月 日  
(2) 貸付金額 金 円  
(3) 弁済期 令和 年 月 日  
(4) 利息の割合 年10パーセント  
(5) 利息の支払期 令和 年 月 日  
(6) その他の特約

2 原告は、被告に対し、令和 年 月 日、金 円を交付した。

3 (1) 被告は、(3)の弁済期がすぎても上記金員を返還しない。

- (2) (原告は被告に対し令和 年 月 日付内容証明郵便を以って到達後  
5日以内に返済されたい旨の催告をなし上記内容証明郵便は同月 日被  
告に到達した(甲2号証の1, 2)が、被告は本日まで支払わない。)  
(3) (被告は令和 年 月 日 円を弁済したほかその余の支払をしな  
い。)

4 よって、原告は、被告に対し、次の金員の支払を求める。<sup>14</sup>

- (1) 元金 円  
(2) 上記金員に対する令和 年 月 日(弁済期・支払催告期日の翌日)  
から支払済みまで民法所定の年〇パーセントの割合による遅延損害金  
証拠方法<sup>15</sup>

1 甲1号証 ( 契約書)

2 甲2号証の1, 2 (内容証明郵便・配達証明書)  
附 属 書 類<sup>16</sup>

- 1 訴状副本 1通  
2 甲号証写し 各2通  
3 訴訟委任状 1通

注①(1) 本例は、貸金の返還請求に関するものを内容とするものである。

この場合の訴状を作成するときの一般的な注意事項については、前掲の「売買代金」の注を参照していただきたい。

貸金請求事件は、貸した金を返してくれという場合である。貸金は、いわゆる消費貸借である。消費貸借は、当事者の一方が種類、品等及び数量の同じ物で返還をなすことを約して相手方から金銭その他の物を受けとるによって成立する（民587条）。要物・片務契約であり、無利息では無償契約であり、利息付であれば有償契約となる。平成29年法律第44号の民法改正（令和2年（2020年）4月1日施行）により、書面による要式行為としての諾成的消費貸借契約が認められ（改正民587条の2）、消費貸借は、要物契約としての消費貸借（民587条）と要式行為としての諾成的消費貸借（改正民587条の2）の2本立てとなった。本例は、要式行為としての諾成的消費貸借の場合の訴状の記載例である。

(2) 訴状には、当事者、法定代理人並びに請求の趣旨及び原因を記載し（民訴133条2項）、更に民事訴訟規則所定事項を記載することが必要である（民訴規53条以下）。

注② 年月日の記載は、訴訟行為の日時を明白にするものであり、必ず記載する（民訴規2条1項4号）。

注③ 宛名は、この訴状を提出すべき裁判所の名称を記載する（民訴規2条1項5号）。訴状はその問題（事件）について管轄権のある裁判所に提出するものなので、この宛名は管轄裁判所の記載となる。

注④ 訴訟行為者の記名押印である（民訴規2条1項柱書）。作成名義人が自らの意思でその文書を作成したことを証する（文書の成立の真正）ものであろう。

注⑤(1) 原告及び被告がいわゆる当事者である。本例で原告となることができる者は、金を貸した者であり、被告となることができる者は、金を借りた者である。

(2) 当事者は、裁判所からの書類の送達を受ける場所（送達場所）を届け出ることを要する（民訴104条）。原告の場合には、その届出を訴状に記載してするものである（民訴規41条2項）。届出をしないと不利益を受けることがある（民訴104条3項）。

注⑥ 事件名である。これは「事件の標目」ともいう。原告が、訴状を出す際に訴状全体から又は、その一部を強調するなどして、この訴訟の名称をつける。

注⑦ 訴訟物の価額とは、訴訟の目的の価額とか訴額といわれるもので、民事訴訟法第8条第1項及び第9条の規定により算定される（民訴費4条1項）。本例においては、原告がこの訴えで主張している利益額がいくらになるかによって決まる。

原告が、例えば、500万円の貸金返還請求と遅延損害金を請求するとすれば、この500万円がその主張する利益額となるのである。遅延損害金は、附帯の請求と考えるので訴訟物の価額を算定する際には前記の利益額に加えない（民訴9条2項）。したがって前記の例の500万円という金額が訴訟物の価額となるのである。もし、

前記のほか利息債権 2万5000円を併せて請求するとその主張する額は502万5000円となるが、この場合に502万5000円を訴額とするか、2万5000円を付帯請求であるとして500万円を訴額とするかについては、見解が分かれているが、実務の大勢は利息分を付帯請求と考え500万円を訴額とする考えにたっているといえよう。

**注⑧** ちょう用印紙とは、前記の注⑦で算定した訴訟物の価額に対応する手数料の金額である。民事訴訟費用等に関する法律は、訴状には、その法律で定める額の手数料を訴状に収入印紙を貼って納めることを義務付けている（民訴費3条・8条）。ただし、手数料の額が100万円を超える場合には、現金をもってこれを納めることができ（同8条ただし書、民訴費規4条の2第1項）。手数料額計算方法は付録参照。

**注⑨** 請求の趣旨は、原告が、その訴えでいかなる請求をするのかの結論部分を表示するもので、原告が勝訴した場合の判決の主文に相応するものである。これにより、訴訟物のいかなる範囲につき、いかなる態様の判決を求めるかを明らかにするものである。請求の趣旨は、一定かつ無条件であることを要する。ただ、第1の申立ての認容されることを解除条件とする次順位の申立てと考えられる予備的申立ては許される。これは、審理の進行によりその成否が明確になるし、訴訟経済の目的にも沿うからである。

請求の趣旨は、訴えの性質により若干の差はあるが、いわゆる給付の訴えでは、誰が、誰に対し、何を、いくら、いかようにせよということがわかるように構成することを要する。本例は、貸金の返還請求事件で、その性質は給付の訴えであるからこの様式のように記載することにより明確となる。

なお、本例は貸金の元本の返還と遅延損害金を支払えという2つの請求をあわせて1行の文章に表現したものである。前記の注⑦の例示の502万5000円を請求する場合には、「被告は原告に対し502万5000円及び内金500万円に対する令和〇年〇月〇〇日から……」というように残元金と利息金を合計して記載し、そのうち遅延損害金の発生する元金「500万円に対する」という風に区別して記載する（この場合請求原因で2万5000円は利息債権であることを明記する）ことになる。

遅延損害金の起算日は、被告が遅滞に陥った日（民412条）の翌日を記載し、終期は、「支払済みまで」とか「完済にいたるまで」と記載する。「執行完了まで」と記載するのはよくない。平成29年法律第44号の民法改正（令和2年（2020年）4月1日施行）により、損害金については、法定利率による場合は、法定利率は変動制となつたが、遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によるとされ（民419条1項本文・404条3項～5項）、同改正法施行時は年3パーセントとなった（平成29年法律第45号の改正法（令和2年（2020年）4月1日施行）により、商事法定利率についての商法514条は廃止され、同改正法施行前に商事法定利率年6パーセントの適用を受けていた場合も、改正民法404条による民事法定利率が適用されることになった。）。約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率によることになる（民419条1項ただし書）。なお、金銭を目的とする消費貸借上の債務の不履行による賠償額の予定（約定利率）は、利息制限法第1条の率の1.46倍に制限される（平成12年6月1日から）（利息4条）。また、平成22年6月18日より、営業的金銭消費貸借